明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一四五）　三
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令（一四六）　四
○国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一四七）　一〇
○樹木採取権登録令（一四八）　一〇
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一四九）　一〇
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一五〇）　一二
○動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一五一）　一三
○動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（一五二）　一四
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（一五三）　一四
○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一五四）　一五
○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（一五五）　一五
〔省　令〕
○食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（**厚生労働**六八）　一六
○建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業・国土交通**三）　一七
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**四三）　一七
〔告　示〕
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**七七〇）　二二

本号で公布された法令のあらまし

◇特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一四五号）（経済産業省）

特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第三号）附則第一条本文に掲げる規定の施行期日は、令和二年四月一日とすることとした。

◇飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一四六号）（農林水産省）

1　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規制の対象となる家畜等として、馬を指定することとした。

2　この政令は、令和二年一二月一日から施行することとした。

◇国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一四七号）（農林水産省）

一　国有林野の管理経営に関する法律施行令の一部改正関係

1　権利設定料の納付方法

権利設定料は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二六年法律第二四六号）第八条の一二第一項の設定の日から三〇日以内に納付するものとした。（第七条関係）

2　権利設定料の返還

国は、国有林野の管理経営に関する法律第八条の一二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による樹木採取権の取消し等の事由が生じた場合において、既に納付された権利設定料の額に当該事由の発生により樹木を採取することができなくなった樹木採取区の面積が同法第八条の一二第一項の設定の時点における樹木採取区の面積に占める割合を乗じて得た額を樹木採取権者に返還するものとした。（第八条関係）

二　木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令の一部改正関係

1　木材製品利用事業

木材製品利用事業は、土木工事業、建築工事業、木材・木製品製造業等の業種に属する事業とした。（第一条関係）

2　都道府県が行う資金の供給の事業

木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四七号）第一六条第一号の規定により都道府県が行う資金の供給の事業は、認定事業者に対する当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の貸付けを行う銀行その他の金融機関に対し、資金を供給する事業とした。（第五条関係）

3　独立行政法人農林漁業信用基金が行う資金の貸付け

独立行政法人農林漁業信用基金による資金の貸付けは、2に規定する都道府県が行う資金の供給の事業に必要な資金の額の二分の一に相当する額の範囲内で行うものとした。（第六条関係）

4　木材製品利用事業者の範囲

木材製品利用事業者は、資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が三〇〇人以下の会社及び個人であって、1に規定する業種に属する事業を主たる事業として営むもの等とした。（第七条関係）

三　登録免許税法施行令の一部改正関係

同一の申請書により数個の樹木採取権に係る登録を受ける場合において、当該登録に係る登録免許税が樹木採取権の価額を課税標準とするものであるときは、当該登録免許税の課税標準の額は、当該登録に係る樹木採取権の価額の合計額とした。（第七条関係）

四　施行期日

この政令は、令和二年四月一日から施行するものとした。